

# 國學院大學學術情報リポジトリ

『将門記』興世王層の後次性：  
武蔵紛争記事の分析とともに

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-07 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 野中, 哲照 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.57529/00001456">https://doi.org/10.57529/00001456</a>

# 『将門記』 興世王層の後次性

## —— 武蔵紛争記事の分析とともに ——

野 中 哲 照

### 論 文 要 旨

『将門記』は、天慶擾乱(将門の乱)にたいする歴史認識の容とともに複数の表現が何層か覆いかぶさった(動態的重層構造)とみるべきテキストなのだが、その重層構造の中でも(対句部)Ⅱ(描写慨嘆評価層)は後次段階で付加されたものである可能性が高い。その層を引きはがすと、『将門記』の原態の姿がみえてくる。そこで注目されるのが、本稿で扱う(展開創出層)の中の興世王層である。

『将門記』によれば、平将門は興世王にそそのかされるかたちで坂東八か国の席捲へと向かっていったのだとされる。本稿では、そのような興世王の関与自体を、物語形成の最終段階に近いところでの付加部分であること(後次性)を指摘する。将門が坂東八か国を席捲し独立国家を打ち立てたとする部分も後次の層なのだが、それを固め、表現の整合をとるために興世

王層が付加されたようだ。

興世王のせいで将門滅亡に至ったとする骨格的な文脈が投入されたあとに、それとの整合性をとるために武蔵紛争記事の『興世王表現』が追記されたり操作されたりした。武蔵紛争における興世王の登場も、ほとんど実質のない、字句の上での操作によるものであったと考えられる(ただし一か所だけ大きな操作の痕跡がある)。興世王層が投入された段階までは、まだ興世王や藤原玄明玄茂に将門の罪を転嫁する意識(将門擁護的な認識)に支えられていると考えられる。

興世王層を含む(展開創出層)は、『将門記』の枠組みを決定的な重要なところであったと考えられる。

キーワード (5つ)

将門記、平将門、興世王、坂東八か国、常陸紛争

## 一 はじめに

『将門記』は、大きく分けて〈経緯叙述層〉〈展開創出層〉〈描写慨嘆評価層〉の三層が積み重なって成立したテキストだと考えられる。三番目の〈描写慨嘆評価層〉は畳みかけるような対句表現を特徴とする部分で、戦況を描写し、戦禍を慨嘆し、公私・善悪の評価を述べた部分であって、『将門記』形成過程の最終段階で付加されたものだと考えられる。その層を剝がしたところに見えてくるのが、本稿で分析する〈展開創出層〉である。

『創出』の名のとおり、物語内にかにも無理やり流れを作り出そうとしたかのような形跡が、『将門記』にはみられる。ということとは、物語らしい流れ（展開）を創出するような表現が『将門記』に存在しなければ、この物語は記録文書の集成（一つ書き）のようなテキストであった可能性もある（それが〈経緯叙述層〉であり、物語の素材に近い）。三層のうち〈展開創出層〉こそが『将門記』を物語らしく成り立たせた重要な層というわけだが、〈展開創出層〉も一様ではなく、細かくははるあきはるもち玄明玄茂層、おきよおう興世王層、さだもり貞盛層に分かれる。本稿では、このうちの興世王層について分析する。

なお、一連の拙論では、物語を〈動態的重層構造〉とみて分析する作業を進めている。そのため、興世王についても彼の登場する部分<sup>レ</sup>とか場面<sup>レ</sup>の考え方ではなく、一つの〈層〉として捉える。ゆえに、『将門記』の興世王の登場するところの総体（相互の記述の関連性も含めて）を興世王層と呼ぶことにする。興世王についての記述が、ある一時期に一個の表現主体によって物語内に投入されたという意味での等質性（同層認定）、およびそれ以外の層との異質性（異層認定）を同時に見越してのことである。

『将門記』は原漢文だが、本稿で用いる『将門記』の本文は、真福寺本を底本とする日本古典文学全集（小学館、二〇〇二）の訓読文に拠り、章段名もそれを用いた。なお、本稿で引用する箇所については、楊守敬本との大きな相違点がないことを確認してある。また、『将門記』には二九か所にわたって注があるが、それらの存在が対句の視認性を悪くするため、〈原注18〉のように示して〔将門記〕原文に存在する注<sup>レ</sup>という意味、その内容は各引用文の末尾に記す。

## 二 藤原玄明玄茂・興世王をめぐる『将門記』の枠組み

『将門記』で興世王の存在感を示すのが、将門滅亡後に示された表現主体の次の評語である。

凡そ新皇の名を失ひ身を滅ぼすこと、允に斯れ武蔵権守興世王、常陸介藤原玄茂等の謀はかりごとのな為せる所なり。〔二四 将門の死を傷む〕

将門滅亡の要因を、興世王と藤原玄茂の「謀」に巻き込まれたせいだとする一節である。将門は本質的には悪人ではないとする擁護的認識が、ここに窺える。先行研究では、『将門記』の前半部は将門に好意的・同情的で、後半部で将門を突き放すようになることされてきたが、このような乱の総括部分でも、将門を擁護しようとする認識が見える（ゆえに、〈層〉の存在を想定すべきであって、前半部・後半部で分けられる問題ではない）。

この評語を起点として検討すべき課題が、二点ある。第一は、将門滅亡の要因として挙げられている興世王と藤原玄茂の関与のありよう（おそらく等質的ではない）、第二は、常陸掾藤原玄茂とは別に登場する常陸国住人藤原玄明の関係（同一人物か同族か）。いずれも、『将門記』の重層構造に関わる重要な検討課題である。第二の藤原玄明・玄茂の問題については別稿で扱うこととする<sup>1</sup>（本稿で双方を区別しない場合——一個の人物として扱う場合——は「玄明玄茂」と連名表記し、ハルアキハルモチと読む）。

右の評語において、興世王、藤原玄茂の二人が将門滅亡に関与しているというが、『将門記』では玄明玄茂よりも興世王のほうが先に登場する。それが武蔵紛争の場面である。

しかし、武蔵紛争の張本人は源経基であって、興世王はほとんど登場の必然性がない。しかも、この興世王の登場の仕方はきわめて不自然で、どうやら後付けで名前だけが出されたいらしい（第五節）。そういうわけで、武蔵紛争を除外すれば、先に登場するのは藤原玄明玄茂（この場面では玄明）である。その場면을常陸紛争と呼ぶ<sup>2</sup>。

もともと常陸国の住人であった藤原玄明が、常陸国庁からの圧力に押し出さるかたちで、将門のもとに身を寄せてきた。常陸国庁軍に勝利した際に、興世王が次のように強烈な一言を発する。

時に武蔵権守興世王、窃かに将門に議りて云はく、「案内を検せしむるに、一国を討つと雖も、公の責め軽からじ。同じくは坂東を虜掠して暫く気色を聞かむ」てへり。

この言葉に同調するかたちで、将門は下野国庁、上野国庁へと進撃し、そこで新皇僭称、坂東八か国席捲（以下、「八国席捲」と表現）へと進んでゆく。興世王の右の言葉は、大きな転機となっている。こうしてざっくりと物語展開を把握すると、たしかに評語のいうとおり将門滅亡への道筋の第一段階に藤原玄明玄茂がいて、第二段階に興世王が位置しているように見える。

### 三 玄明玄茂と興世王を合流させる展開

『将門記』の中で興世王を指す語（「興世王」「武蔵権守」「権守」）を用例として数え上げると、次のとおりである。

- 1、然る間に、去んぬる承平八年春二月中を以て、**武蔵権守興世王**、介源経基、足立郡司判官代武蔵武芝と、共に各不治の由を争ふ。（二二 武蔵国庁の内紛将門介入）
- 2、而るに**件の権守**は、正任の未だ到らざるの間、推して入部せむとす」てへり。（二二 武蔵国庁の内紛将門介入）
- 3、凡そ**件の守**と介の行はむ事を見るに、主は則ち仲和の行ひを挟む。（二二 武蔵国庁の内紛将門介入）
- 4、武芝申して云はく、「**件の権守**並びに介等は、一向に兵革を整へて、皆妻子を率ゐて、比企郡狭服山に登る」てへれば、将門と武芝とは相共に府を指して発向す。（二二 武蔵国庁の内紛将門介入）
- 5、時に、**権守興世王**、先に立ちて府衙に出づ。（二二 武蔵国庁の内紛将門介入）
- 6、介経基は未だ山の陰を離れず。将門且**興世王**と武芝と、此の事を和せしむるの間に、各数坏を傾けて迭ひに栄花を披く。（二二 武蔵国庁の内紛将門介入）
- 7、**興世王**は国衙に留り、将門等は本郷に帰りぬ。（二二 武蔵国庁の内紛将門介入）

- 8、爰に経基が懐く所は、**権守**と将門とは郡司武芝に催されて、経基を誅せむと擬るかとの疑ひを抱きて、即ち乍に深き恨みを含みて京都に通れ上る。〔二二 武蔵国庁の内紛将門介入〕
- 9、仍て**興世王**将門等の会稽に報いむが為に虚言を心中に巧へて、謀叛の由を太政官に奏す。〔二二 武蔵国庁の内紛将門介入〕
- 10、而る比ほひに、**武蔵権守興世王**と新司の百済貞連とは、彼此不和なり。姻婭の中に有りながら、更に庁坐せしめず。〔二二 武蔵国庁の内紛将門介入〕
- 11、**興世王**は世を恨みて下総国に寄宿す。〔二二 武蔵国庁の内紛将門介入〕

12、時に**武蔵権守興世王**、窃かに将門に議りて云はく、「案内を検せしむるに、一国を討つと雖も、公の責め軽からじ。同じくは坂東を虜掠して暫く気色を聞かむ」てへり。〔二四 将門と国庁の激突〕

13、又**武蔵権守**并びに常陸掾藤原玄茂等、其の時の宰人として、喜悅すること譬へば貧人の富を得るが若し。〔二六 巫女、将門に皇位を授けんと告ぐ〕

14、唯、**武蔵権守興世王**は時の宰人たり。〔二八 舍弟将平の諫言と将門の叛乱〕

15、上総介に**武蔵権守興世王**を叙す。〔二八 舍弟将平の諫言と将門の叛乱〕

16、凡そ新皇の名を失ひ身を滅ぼすこと、允に斯れ**武蔵権守興世王**、常陸介藤原玄茂等の謀の為せる所なり。〔二四 将門の死を傷む〕

17、次に**興世王**は、上総国に到りて誅戮せられたり。〔二五 将門の余類追討〕

全一七例のうち、じつに一一例（点線野で囲んだ部分）が武蔵紛争記事に集中している。武蔵紛争で印象づけられた存在感によって、12～17の興世王像が成り立っている。武蔵紛争での興世王の存在感がなければ、12で将門は初対面の人物の勧誘に乗せられた不自然さが生じるし、13・14の「宰人」たる興世王像がなければ16の評語で興世王の責任が論じられることもない。興世王像を検討するにあたって、その起点たる武蔵紛争記事がいかに重要であるかということだ。ただし武蔵紛争それ自体は、「常陸、下総、下毛野、武蔵、

上毛野の五箇国の解文」によって興世王・将門・武芝側に「謀叛実なきの由」という言い分を最終的に朝廷が認めた（諸国の善状に依りて、将門の為に功課有るべきの由、宮中に譲らるる）ので、これがその後の常陸紛争や下野国・上野国併合に直接つながるわけではない。ただ、武蔵紛争を通して、将門と興世王とが面識を持つようになったとの意味合いを、物語内ではもつ。

ところが、ここに重要なしかけが仕組まれている。武蔵紛争で将門らが「謀叛実なき」と朝廷に訴えた一節と、朝廷がそれに「将門の為に効課有るべき」と回答した一節との間に、不自然にも次のような部分が挟まれているのである。不自然にも〴〵というのは、ぶつうなら往信と返信は連続して記されるものであって、その間に他の情報を挟むことはないはずなのに〴〵という意味である。

**将門の上訴**（「謀叛実なきの由を…言上す」）

**T** 而る間、介良兼朝臣、六月上旬を以て、病の床に臥しながら、鬢髪を剃除して、卒去し已に了んぬ。爾れよりの後、更に殊なる事なし。

**U** 而る比ほひに、武蔵権守興世王と新司の百済貞連とは、彼此不和なり。姻婭の中に有りながら、更に庁坐せしめず。興世王は世を恨みて下総国に寄宿す。

**朝廷の裁定**（「将門の為に功課有るべき」）

このT・Uはひと続きで記されている。まず後者Uの存在意義についてだが、新司の百済貞連が前司の興世王を追い出したために、居場所を失った興世王が下総国すなわち将門のところに身を寄せたということを示すための一節らしい。そう解説する根拠は、次に興世王が登場するのが、常陸紛争直後の、例の「時に武蔵権守興世王、窃かに将門に議りて云はく…」の一節、すなわち将門に八国席捲をそのかすところだからである。そこは、常陸国司らを連れて「豊田郡鎌輪の宿」に戻った場面なので、興世王がそこで将門を勧誘するためには、それより前の段階で彼が将門邸に寄宿するようなストーリーが必要である。そこで、Uの部分が〴〵投入されたというわけである。

良兼死去の記事が『将門記』に二度出ること、先行研究で問題視されてきた。ここT↓Uには、下総介であった良兼が死去した時期に興世王が下総入りしたとの脈絡をもっているようにみえる。良兼死去に触れておかねば、興世王が下総入りして良兼と衝突しな

かったのか疑問に思う読者が出ることを想定したのだろう。表現主体の発想上は、U（興世王の下総入り）の投入が先行し、それにふさわしい環境であることを明示する意図からT（良兼の死去）が添えられたとみてよい。

興世王の下総入りという不自然な投入部分を取り除くと、次のように本来的な文脈が立ち現れることも、T・Uが後補されたことの傍証となろう。

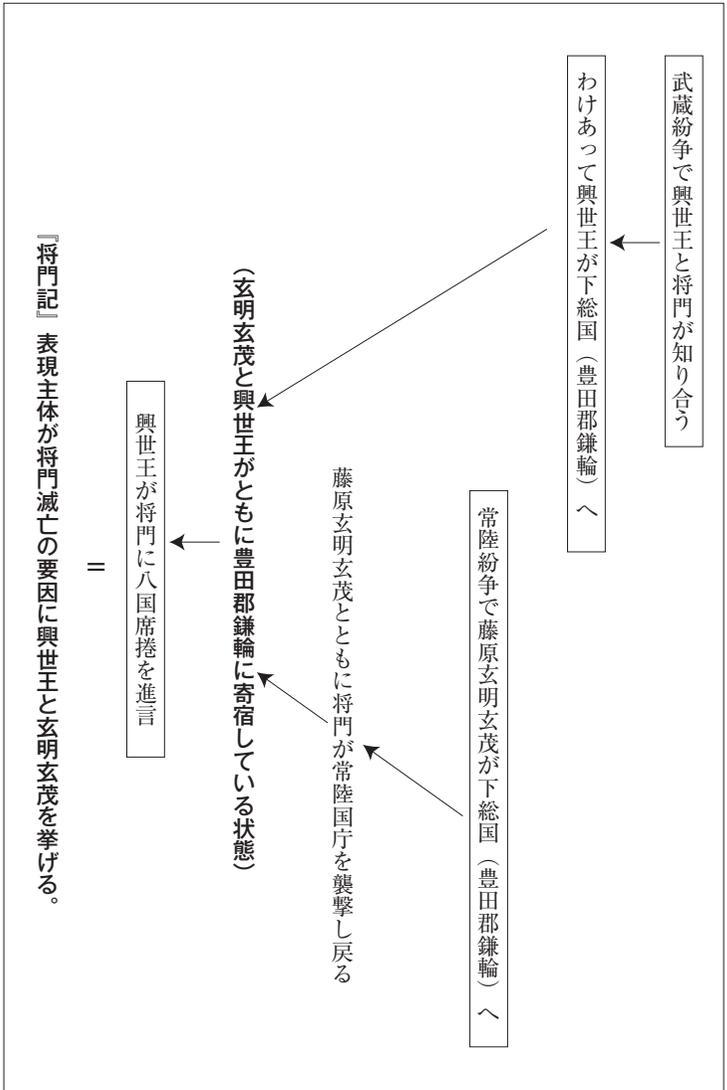
仍て将門は常陸、下総、下毛野、武蔵、上毛野の五箇国の解文を取りて、謀叛実なきの由を、同年五月二日を以て言上す。…〔中略、ここに良兼死去（T）、興世王の下総入り（U）…〕（抑）諸国の善状に依りて、将門の為に功課有るべきの由、宮中に議らる。

〔抑〕はT・Uを挟みこんでしまったためジョイントか。話題を元に戻すための接続である。

強引にT・Uを割り込ませる操作によつて、将門と興世王とが武蔵紛争で旧知の仲となり、興世王が将門邸に寄宿することになつて、そのさなかに藤原玄明も将門邸に身を寄せ、常陸紛争が勃発してからは興世王が将門に八国席捲を進言する（そして上野国庁での新皇僭称や八国独立宣言に興世王が深く関わる）というように、点と点と点が一本の線でつながる。不自然さを犯してまで投入する意味があった（表現主体の論理があった）ということである（そしてまた、その三か所の点は同層だと認定することができその層が投入された時こそが——物語の骨格を決定づけたという意味において——原『将門記』の成立時点と称すべきだということになる）。

以上を図解すると、【図】のようになる。こうしてあらためて概観するとはつきりするのだが、玄明玄茂は常陸国司と紛争を起こして将門のもとへ逃れてくるという経緯の叙述があるのにならして、興世王は武蔵国で新司百済貞連と摩擦があった事実が記されるのみで、彼の下総入りの必然性の説明が不十分である。将門と合流する展開として、その実質を伴っている玄明玄茂（ゆえに先出的）と、いかにも表現上取つて付けられたような興世王（ゆえに後次的）との違いがある。このように、『将門記』の興世王像は、操作された痕跡〔後文との整合のためのUの投入、その前段階たる武蔵紛争記事の操作（第五節）〕といい、内実の希薄さやむらといい、不自然なのである。しかも、一定の史実的信頼性のあるとみられる将門書状に玄明玄茂は登場するのだが（爰に将門の従兵藤原玄明の愁に依りて、将門、其の事を聞かむが為に、彼の国に発向す）、興世王はその名さえ出てこない。これらのことからすると、『将門記』の興世王は、表現主体が最終に近い後次的段階で、ある意図をもつて投入した人物である可能性が高い。また、興世王の名の出る全一七例のうち一一例が武蔵紛争記事

【図】 玄明玄茂と興世王を合流させる展開



に集中しているように、『将門記』表現主体の意図的操作は武蔵紛争記事においてもっとも發揮されたと考えてよさそうだ（第五節）。

#### 四 興世王層にみられる後次的追記

歴史上の実体たる将門は、おそらく坂東八か国の席捲などしていない。それどころか、下野国庁や上野国庁にさえ押し寄せたかどう

かも疑わしい。都から見た場合の、将門の脅威を誇張してゆく指向に支えられた虚構であるようだ。実像としての将門は、常陸国庁を軍勢で包囲して圧力をかけ、常陸国司一家を都に追い上げただけなのである（別稿）。藤原玄明は常陸紛争に直接関与しているのだが、興世王はそこから先のはなはだしい拡張部分（虚構部分）に関与している。『将門記』における興世王は、八国席捲へと展開させる狂言回しのように不自然な存在なのである。

そのような観点から、興世王の登場箇所を検討してみると、さらに不自然なところに気づく。  
上野国庁で将門が神託を得る場面である。

爰に将門は頂に捧げて再拜す。況むや四の陣を挙りて立ちて歎び、数千併ら伏して拜す。又武蔵権守并びに常陸掾藤原玄茂等、其の時の宰人として、喜悦すること譬へば貧人の富を得るが若し。美咲すること宛ら蓮華の開き敷くが如し。（二六 巫女、将門に皇位を授けんと告ぐ）

ここには、いくつかの不自然さがある。まずは、長文の対句表現である（アミカケ部分）。これは九字対句（九字×二句＝一八字）で、『将門記』の中では長いほうである。このような対句表現は、『将門記』の中では最終的な後次段階に追補されたものだと考えられる（別稿）。「又」による接合も、この部分が後補的であることを示唆している（延慶本『平家』にも「又」によって一文を追補している例が少なくない）。いかにも最終的に調整されたような箇所にも、興世王・藤原玄茂の名が出てくる。そのうえ、武蔵紛争記事の分析からも、「武蔵権守并びに」は後次的追記である可能性が高い（第五節）。次も、類似の箇所である。

唯、武蔵権守興世王は時の宰人たり。玄茂等は、宣旨と為して且つ諸国の除目を放つ。…（中略、坂東八か国の除目）…然る後、武蔵、相模等の国に迄るまで、新皇巡検して皆印鑑を領掌し、公務を勤むべきの由を留守の国掌に仰す。乃ち天位に預るべきの状を太政官に奏し、相模国より下総に帰る。（二八 舎弟将平の諫言と将門の叛乱）

ここでも、興世王と藤原玄茂が連名で登場している。そして、ここにも「宰人」の表現が出る。興世王と藤原玄茂の名が連名で出るのは、都合三回ということになる。この文脈も、いかにも不自然である。玄茂については明確に「宣旨と為して且つ諸国の除目を放つ」と明確に書かれているが、興世王は「宰人」として何をしたのか不明である。ここに登場する意味がほとんどなく、取って付けた

ような名前の出し方である（しいて言えば、興世王が相談役となって玄茂に除目を発給させたとなつて読むことになろうか）。

二つの例に共通しているのは、藤原玄茂のみ「玄茂等」と記されていることである。これは、『将門記』の中では古い層に属する、デリケートな表現である（個人と限定しえないので対象をぼかして集団表現にしておくという意味でのデリケートさ）。そこから考えても、除目発給の主体からみても、玄茂の存在のほうが先出的であつて、興世王は字句の追記程度の小手先の作業によつて物語内に継続的な存在感が仕組まれたようだ。

このように考えてみると、字句の追記程度でない興世王の実質的な登場箇所としては、前掲の常陸紛争直後の発言「案内を検せしむるに、一国を討つと雖も、公の責め軽からじ。同じくは坂東を虜掠して暫く気色を聞かむ」の一か所のみということになる。ほかは、玄明玄茂との連名表記や名寄せの中の一人に過ぎない。

以上の分析から、『将門記』の興世王像は、最終に近い後次段階の層に含まれるものであり（八国席捲層の形成に伴つて投入された層）、なおかつ将門にたいしてまだ擁護的な段階（将門に批判的な〈対句部〉Ⅱ〈描写慨嘆評価層〉の投入よりは前の段階）であると推断してよい。

興世王の最期にも、問題がある。

仍よつてせうし詔使左大將軍參議兼修理大夫右衛門督藤原朝臣忠文、副將軍刑部大輔藤原朝臣ただのふ舒等ただのふを八国に遣ついではすの次に、賊首將門が大兄將頼まさのり并なびに玄茂等、相模国に到りて殺害せられたり。次に興世王は、上総国に到りて誅戮ちゆうりやくせられたり。坂上遂高、藤原玄明等は、皆常陸国に於て斬らる。〔二五 将門の余類追討〕

この部分も、重層化している。もともとの紛争地である常陸国で最期を迎えた坂上遂高、藤原玄明は問題がない。ところが、上総国で討たれた興世王、相模国で討たれた平将頼や藤原玄茂は、『八国表現指向』のエリア、すなわち拡張指向のところ（上総国、相模国）に出て来るのである。興世王と藤原玄茂が揃つて、である。玄明玄茂や興世王の最期の記事は、『将門勢力拡大指向』に支えられて付加された部分、すなわち相模国・上総国を含む八国席捲認識と符合しており、その後次性の指摘が補強されることになる。

## 五 武蔵紛争記事の興世王

興世王層の核心は常陸紛争直後の将門勧誘の一か所のみで、それ以外はジョイント部分への工夫（興世王の下総入り）や「玄明」「玄茂」の文字の上に「興世王」の名を追記する程度の小手先の操作で済むことを前節で指摘した。いかにも物語展開を「創出」しているということだ。これらのことを受けて、本節では、武蔵紛争記事について分析したい。これを後回しにしたのは、前節までの指摘を踏まえる必要があったからだ。

次は武蔵紛争記事の全文で、興世王を指す語をゴシック体にし、その中でも——前節での指摘により——後次的追記だと疑われる七か所を野で囲んだ（アミカケは対句表現）。

**A** 然る間に、去んぬる承平八年春二月中を以て、**武蔵権守興世王**、介源経基、足立郡司判官代武蔵武芝と、共に各不治の由を争ふ。

**B** 聞くが如くば、「

**C** 国司は無道<sup>ぶだう</sup>を宗と為し、郡司は正理を力と為す。其の由、何となれば、縦へば郡司武芝は、年来、公務に恪<sup>かく</sup>謹<sup>こん</sup>にして誉<sup>よ</sup>れ有りて誘<sup>そし</sup>りなし。苟<sup>いや</sup>くも武芝の、郡を治むるの名は、頗<sup>すこぶ</sup>る国内に聴<sup>きこ</sup>ゆ。撫育<sup>みよ</sup>の方は、普<sup>あまね</sup>く民家に在り。代々の国宰<sup>こくさい</sup>は郡中の欠負<sup>けつふ</sup>を求めず。往々の刺史<sup>しし</sup>は更に期<sup>たが</sup>に違<sup>ちが</sup>ふの譴責<sup>せんざい</sup>なし。而<sup>しか</sup>るに、

**D** 件の権守は、正任<sup>しやうにん</sup>の未だ到らざるの間、推して入部<sup>にふぶ</sup>せむとす」てへり。

武芝は、案内を検するに、「此の国承<sup>しやうぜん</sup>前の例として、正任以前<sup>たむす</sup>に輒<sup>たむす</sup>く入部するの色あらず」てへり。国司は偏<sup>ひとへ</sup>に郡司の無礼<sup>むらい</sup>を称<sup>ほ</sup>し、恣<sup>し</sup>に兵仗<sup>へいじやう</sup>を發して、押して入部するなり。武芝は公事を恐るるが為に、暫く山野に匿<sup>かく</sup>る。案の如くに、武芝が所々の

舎宅に襲ひ来たる。

E 縁辺の民家、底を掃ひて搜し取り、遺る所の舎宅は、検封して棄て去りぬ。凡そ件の守と介の行はむ事を見るに、主は則ち仲和の行ひを挟む。(原注18) 従は則ち草窃の心を懐けり。箸の如きの主は、眼を合はせて骨を破り膏を出だすの計を成す。蟻の如きの従は、手を分ちて財を盗み隠し運ぶの思ひを励む。

F 粗 国内の彫み弊れたるを見るに、平民損ふべし。仍て国の書生等、越後国の風を尋ねて、新たに不治の悔過一卷を造り、庁の前に落とす。事は皆此の国郡に於て分明なり。

G 武芝已に郡司の職を帯ぶと雖も、本より公損の聆なし。虜掠せらるる所の私物を、返し請ふべきの由、屢覽拳せしむ。而れども曾て弁じ糺すの政なく、頻りに合戦の構へを到す。

H 時に、将門は急に此の由を聞きて、

I 従類に告げて云はく、「彼の武芝等は我が近親の中にあらず。又彼の守、介は我が兄弟の胤にあらず。然れども彼此が乱を鎮めむが為に、武蔵国に向ひ相むと欲ふ」てへり。

J 即ち自分の兵杖を率ゐて、武芝が当の野に就けり。

K 武芝申して云はく、「一件の権守並びに介等は、一向に兵革を整へて、皆妻子を率ゐて、皆妻子を率ゐて、比企郡狭服山に登る」てへれば、

L 将門と武芝とは相共に府を指して発向す。

M 時に、**権守興世王**、先に立ちて府衙に出づ。介経基は未だ山の陰を離れず。

N 将門且**興世王**と武芝と、此の事を和せしむるの間に、各数坏を傾けて迭ひに栄花を披く。

O 而る間に武芝が後陣等、故なくして彼の経基が營所を囲む。介経基は、未だ兵の道に練れず。驚き愕いで分散すと云ふこと、忽ちに府下に聞ゆ。時に、将門の、濫悪を鎮めむとするの本意は既に以て相違ひぬ。

P **興世王**は国衙に留り、将門等は本郷に帰りぬ。

Q 爰に経基が懐く所は、**権守**と**将門**とは郡司武芝に催されて、経基を誅せむと擬るかとの疑ひを抱きて、即ち乍に深き恨みを含みて京都に遁れ上る。仍て**興世王**将門等の会稽に報いむが為に虚言を、心中に巧へて、謀叛の由を太政官に奏す。之に因りて、京中大いに驚き、城邑併しながら囂し。

R 爰に将門の私の君太政大臣家に実否を挙ぐべき由の御教書、天慶二年三月廿五日を以て、中宮少進多治真人助真が所に寄せて下さるの状、同月廿八日に到来すと云々。

S 仍て将門は常陸、下総、下毛野、武蔵、上毛野の五箇国の解文を取りて、謀叛実なきの由を、同年五月二日を以て言上す。

T 而る間、介良兼朝臣、六月上旬を以て、病の床に臥しながら、鬢髪を剃除して、卒去し已に了んぬ。爾れよりの後、更に殊なる事なし。

U 而る比ほひに、**武蔵権守興世王**と新司の百濟貞連とは、彼此不和なり。姻婭の中に有りながら、更に庁坐せしめず。**興世王**は

世を恨みて下総国に寄宿す。〔二二 武蔵国庁の内紛將門介入〕

〔原注18〕…花陽国志に曰く、仲和は太守として賦を重くし財を貪りて国内に漁るものなり。

## 1 〈対句部〉の後補性

Aは、武蔵紛争の導入的説明で、興世王・経基・武芝三者の関係がわかりにくいのが、後文によって、興世王と経基が結託して、それと郡司武芝が対立していることがわかる。京下り官人（興世王・経基）と在地豪族（武芝）との紛争と考えればわかりやすい。そして、「共に各不治の由を争ふ」を受けてCの〈対句部〉が存在しているようにみえるのだが、ここには少々問題がある。というのは、Fによると、武蔵国の「書生等」が興世王の「不治の悔過一卷」を国庁前に落としたことよって、公然の事実となったとあるからである。Fよりも先にCが存在するのは、物語の流れからすると勇み足だろう。DもFと同様で、興世王（じつは経基。後述）が慣例に反して強引に武蔵国内に入部し、それに押されるかたちで武芝が身を隠し、これに乗じた興世王（じつは経基。同）が武芝の舎宅を攻撃するに至ったというように、武蔵国が混乱状況に至った経緯が丁寧に記載されている。ところが、Cの〈対句部〉では、頭から興世王を「無道」と決めつけ、武芝を「正理」と言い切っている。そして武芝を全面的に正義であるとしている。Eの〈対句部〉でも、興世王主従が心根から腐敗し屈折したかのような、これまた決めつけた評価を行っている。このような二項対立的な善悪決めつけの対照構図は、事件の経緯を丁寧な叙述しようとする表現指向（動態的）とはかなり異質なものである。A↓B↓D↓F四か所の経緯叙述を通して見えてくるのは動態的な事件展開であるのたいして、C・Eの〈対句部〉にみえるのは俯瞰的な視座からの双方の評価の決めつけ（静態的）である。

このような異質な層どうしの接合痕は、「七 平良兼の襲撃」にもあった。内容的に重複し、近似する表現が存在するのである。対句表現である「同気の中を背きて、本夫の家に属く。譬へば遼東の女の夫に随ひて父が国を討たしむるが若し」（五字対句「背同気之中／

属夫(之)家)のほうが俯瞰的・静態的な視座からの対照である(遼東の女…)の故事も従えていかにも後次的)のにたいして、その直後の経緯叙述的な「件の妻は、同気の中を背きて、夫の家に逃げ帰る」は密着的・動態的な動きを示していた。〈事件展開の経緯を丁寧叙述する層〉と〈対句表現すなわち二項対立的表現の枠組みに呪縛されて評価や感慨を物語世界に投入する層〉との縫合が、『将門記』の形成過程にみられる。と普遍化してよさそうだ(別稿)。その観点を援用すると、このA↓B↓D↓Fの経緯叙述的な層の上に、観念的で二項対立的で公私善悪の評価を決めつけるC・Eが覆いかぶさったと考えてよい。

## 2 人名表記「権守」「興世王」の後付け

C・Eを除外するところまでは武蔵紛争記事を解説するための下準備にあたるもので、問題はここからである。第四節で挙げた二例(「又武蔵権守并びに常陸掾藤原玄茂等、其の時の宰人として:」「唯、武蔵権守興世王は時の宰人たり。玄茂等は、宣旨と為して:」)には、将門滅亡の要因として興世王と藤原玄明玄茂が列記されていたが、玄明玄茂のほうが先行記述されていて、興世王はそこに追記されたものと推定した。一定の史料の価値があると認められる将門書状でも、玄明の名は出ているが興世王の名は見られない。そのことを踏まえると、武蔵紛争記事でも興世王の名が追記された可能性を疑う必要がある。

将門書状によれば、武蔵紛争は次のように記されている。

又右少弁源相職朝臣、仰せの旨を引きて書状を送る詞に云はく、「武蔵介経基の告状こくしぎょうに依りて、将門を推問すべきの後の符を定むることすて已に了んぬ」てへり。詔使せうしの到来を待つすの比ほひ: (後略、常陸紛争へ): (二七 将門の書状)

ここに見えるのは、経基が一方的に将門を(武芝ではなく)告訴したということである。将門書状に、興世王の名はいっさい登場しない。一方で紛争の舞台が武蔵国序である以上、将門がその問題に介入するためには経基(京下り官人)と対立したであろう在地豪族の存在が想定されるわけで、それが『将門記』に出る武蔵竹芝だと考えられる。たしかに、『将門記』でも前掲Oに、「武芝が後陣等」が「故なくして彼の経基が営所を囲」んだために、「介経基」が「驚き愕おどろいで分散」したとあって、直接的には経基と武芝の紛争だったこ

とを示唆している（そこに興世王は出ない）。そこに将門が介入したということなのだろう。興世王は武蔵紛争記事に後付けで登場させられた可能性を疑う必要がある。

前掲の武蔵紛争記事（全文）で、後次的追記であることが疑われる七か所を野で囲んでおいた。すなわち、Aの「武蔵権守興世王」、Dの「件の権守（は）」、Eの「件の守（と）」、Kの「権守并（びに）」、Nの「興世王（と）」、Qの「権守（と）」、「興世王」は行間に追記された数文字が清書段階で本文に組み入れられたようなプロセスを想定しよう<sup>4</sup>。これら（いずれも興世王の実質的な言動を伴っておらず、小手先の操作で興世王をここに参加させることができる文脈だということ）。それらの「興世王表現」を取り除くと、武蔵介源経基と足立郡司武芝との紛争というシンプルな構図が浮かび上がってくる。その数文字を除外するだけで、正任国司の入部前に検地を強行した（D）のも、妻子を連れて「比企郡狭服山」に籠った（K）のも、介経基の行動だと読めることになる。紛争の対立構図から見ても、あるいは将門書状や右のOから見ても、少なくとも興世王は紛争の当事者ではないということだ。現存『将門記』は、当事者ではないのに、興世王を顔見世的に絡ませようとしている文脈なのである。そして、興世王の存在感（言動の内実）が希薄であるのに、「興世王表現」（「権守」「興世王」）全一七例のうち一一例が武蔵紛争記事に集中している不自然さからも、表現主体の恣意的操作が武蔵紛争記事に働いていること、そしてそこに拘泥する意識の強さも窺い知られるのである。

ただし、Nの「興世王」については少し複雑である。これまでの事例が単純に「権守」「興世王」の字句を行間に追記する程度の操作を想定すれば解決するものであったが、このNについては、もともと「介経基」とあつたのを削除したうえで、「興世王（と）」が補入されたのではないか。なぜならば、直後のOへの流れからみて、また事件の構図（先述）から考えて、将門の調停によって経基と（興世王ではなく）武芝が和睦しようとしたところ、武芝の「後陣」が「経基が営所」を囲んでしまったと考えたほうが整合的だからだ。経基を背後（山の中）に隠し、興世王を前面に出す操作をしようとしているのに、Oのように武芝と経基の紛争だとする古い文脈を残したままにしているという矛盾が、ここに露呈している。

『将門記』表現主体は相当の無理をして興世王を武蔵紛争に絡ませようとしたことになる。その理由は、U「……興世王は世を恨みて下総国に寄宿す」の存在である。『将門記』後半は、興世王が武蔵国から下総国へと移ることによって将門と八国席捲を共にする枠

組みをもっているので、Uの存在はきわめて重い。にもかかわらず、武蔵紛争の内実に興世王が関与していなければ、Uが唐突なものとなる。どのようなかたちであれ、興世王が武蔵紛争の時点で存在感だけは示しておく必要がある。『将門記』の武蔵紛争記事の興世王はまさにそのような存在で、名前が出ていだけで、実質的な言動を伴っていない。そのような興世王が『将門記』の武蔵紛争記事において濃密に登場させられた理由は、将門は興世王にたぶらかされたとする歴史観（先述）を自然なかたちで表現するために、そのプレ段階たる武蔵紛争記事に興世王を登場させておく必要があったからだと考えられる。

### 3 構造的な操作

「権守」や「興世王」という人名を後付けするだけで興世王の存在感を演出することができるといえる部分が多い、というのがこれまでの指摘である。ところが、武蔵紛争記事にも興世王の実質的な言動を伴っているところがあり、そのような追記レヴェルの考え方では解決しないところがある。人の動きを含む話のつくり（構造）に関わる操作ということである。

それが、MやPである（MやPは、興世王の人名表記の数字文字だけでなく、一文、二文の丸ごとが追記されたものとみられるので、その「権守興世王」「興世王」は罪で囲まなかった）。

MとPには、重要な共通点がある。どちらも対句かそれに準ずる対照表現（これは後次性の指標）を特徴とし、どちらも興世王を経基や将門から引き離そうとしている点である。武蔵紛争の当事者でもない興世王を、懸命に一人際立たせようとしている意図を看取することができる。

まず問題の簡単なPから解決する。Pで「興世王は国衙に留り、将門等は本郷に帰りぬ」と明示しなければならなかったのは、直後の「興世王は世を恨みて下総国に寄宿す」（U）に繋げるためである。興世王を武蔵国に残し、将門を下総国に帰還させておいて（その間に経基による朝廷への上訴が行われた）、百済貞連に押し出された興世王が下総国の将門を頼ったという流れがつけられている。

次に、難題のMについてである。Mの「時に、権守興世王、先に立ちて府衙に出づ。介経基は未だ山の陰を離れず」のうち、経基が

「山の陰を離れ」なかったのは前文Kの「比企郡狭服山に登る」を受けている。<sup>5)</sup>

一方、Mの直後をみると、N「将門且興世王と武芝と、此の事を和せしむるの間に、各数坏を傾けて迭ひに栄花を披く」とあって、和睦に向かっている。野囲みの「興世王と」の部分は後補であるとしても（先述）、少なくともこの直前に和睦に向かうにふさわしい状況に近づいていなければならぬ。なぜならば、「狭服山」に登った時点での経基は「一向に兵革を整へて」と、臨戦態勢なのである（K）。それがいきなり和睦に向かっているので、唐突の感が否めない。それに加えて、Mによると経基はまだ山の中にいるはずなのに、武芝勢に包囲されて「驚き愕いで分散す」（O）とあるのもつながらぬ。前から読んでも後ろから遡っても、もとも歪みが集中しているのがMの部分であると断じてよい。武蔵紛争に興世王を参加させながらも、興世王はひと足早く和睦の席に着き、経基は疑心暗鬼でそれに応じようとしなかったとする文脈を形成しようとしたのが、このMの存在意義らしい。しかし今述べたように、そのことを重視するあまりに、臨戦態勢であったはずの興世王が次の瞬間には和睦の席についているとか、あるいは山の中に潜んでいるはずの経基がその宮所を武芝軍に包囲されて驚き騒ぐなどという不自然さを露呈している。

興世王を武蔵紛争に絡ませたい意図をもちながらも——のちの将門書状との整合性から——経基が首謀者ゆえ興世王を前面には出さない事情が縛りとなって、Mで興世王を経基から引き離す必要が生じたのだろう。

このように突き詰めてみると、武蔵紛争記事でもっとも不自然なのはMであり、そこには単純な追記レヴェルの文字補入ではなく、もともと存在した文脈を削るなどの大がかりな操作の手が入れられたと考えざるをえない。そして、おそらくそこに存在したのは、

- (1) 将門が狭服山に使者を送り、
- (2) それに応じて経基の誤解が解け、
- (3) 経基が山を下りて武蔵国庁に戻った

という文脈であったろう。それが消されて、Mに置き換えられてしまったに違いない。このように想定すると、これまで指摘してきた武蔵紛争記事の矛盾や不自然さは、すべて解消する。

『将門記』形成過程における改編作業は、もとあった表現をそのまま生かして、行間に人名「興世王」と追記したものが、次の転写

段階で本文に組みこまれていったようなプロセスが基本的には想定される。ところがここでは、もとあった字句を削って新たな字句を加えるような、やや大胆な改編を行ったと想定することになる。例外的であるように見えるが、じつは北山合戦記事でも類例の例がある。もともとは藤原秀郷の行動を追った文脈であったのに、それを平貞盛に置きかえたとみられる〔野中(二〇一八b)〕。

前項でUの「興世王は世を恨みて下総国に寄宿す」の重要性を指摘し、この項でPの「興世王は国衙に留り、将門等は本郷に帰りぬ」がそれと連動していることを指摘したが、対句的な対照表現の共通性のみならず、興世王を経基から引き離したり(M)、それによって武蔵国庁に留まらせたり(P)と、興世王の立ち位置に関わる同質の操作を行っていると点でも共通している。このことは、興世王が百濟貞連との摩擦によって武蔵国を離れて下総入りするというUの表現が先行していて、そこへのつじつま合わせを狙うかのように、さらなる後次段階で武蔵紛争記事内部の「興世王関与表現」が操作されたことを示唆している。本節の分析の順序としては、「権守」「興世王」という表現レヴェルの追記の可能性を指摘し、次に興世王の行動に関わる構造的な部分での操作について論じたが、『将門記』表現主体の操作の順序はその逆で、Uを起点にしてPやMを入れるという構造的な操作が先行し、そのあとに「権守」「興世王」の字句の追記という軽微な操作が行われたのだろう。

\* \* \*

以上で武蔵紛争記事の分析を終えるが、前掲の全文でB、E、I、Kを罫で囲んだ意図については、まだ説明していない。それらは、いずれも会話文を含んで物語が展開しているところである。別稿で述べるように、会話文・心話文が人物の次なる行動の契機となっているような場合も含めて、後補的である可能性が高い。要するに、〈対句部〉のみならず会話文・心話文も除外して残った、淡々とした経緯叙述部分がほんとうの原型ではないかと察せられる。それは周辺事例から窺い知られる状況証拠に基づく類推であり、右のB、E、I、Kが後補であることを示す積極的根拠(矛盾を指摘できるなど)はない。それゆえ、可能性の指摘に留めておく。B、E、I、Kおよび先述のM・Pを取り除いて、A、F、G、H、J、L、N、O、Q、R、Sの流れだけで、武蔵国紛争の展開を把握

することは可能なのである（この場合の武蔵国紛争とは興世王の存在を除外した経基・武芝中心のもの）。

## 六 興世王とは何か——玄明玄茂層との位相差——

『将門記』の興世王像がほとんど捏造ともいふべき形成過程を経ていることが、前節までに明らかになった。ということは、かりに興世王が実在の人物だとしても、その実像は『将門記』からは窺い知れないことになる。

この時代の歴史叙述の性格から見て、実在しない人名を捏造するほどの虚構性はないと考えられ、武蔵権守であったことも事実であつたろう。ただし、実像以上に邪悪で野心的な人物としてデフォルメされた可能性が高い。だとすれば、実名だとしても、世を興すの意をもつ「興世王」なる名称は、皮肉や批判が込められたものだとも読める。

十世紀の王族の実態についての説明はあまり進んでいないが、いわゆる院宮王臣家の動向が問題になっていたところである。荘園制が拡大する中で私利私欲の巢窟と化していた院宮王臣家と事情は異なり、「王」といっても名ばかりであり、受領として地方に下る者が多かつたようだ。

そもそも、『将門記』後半部の主要な舞台となつた常陸国・下野国・上野国のうち常陸国と上野国は親王任国である（もうひとつは上総国）。親王任国の三国だけではなく、関東の辺縁部すなわち東側や北側に当時の政治体制の矛盾が集中していたのだろう。ストレートに言えば、京下り官人（都寄り官人）が横暴なふるまいをして年貢の増徴を無法なほどに在地に要求し、在地がそれに抵抗していたということである。当時の辺境の最果てに、中央から目の届きにくいことを利用して私腹を肥やそうとするやからが横溢していたのではないか。中央政府の庇護下から追われ、自活の道を余儀なくされた「王」たちの腐敗した姿を象徴するのが、『将門記』の興世王像なのではないか。

このような読みが正しいとすれば、『将門記』の興世王層までは、京下り王族の醜悪さを告発するかのような意味合いをもっているので、その成立圏は関東から離れていなかったことになる。京都側の発想で、そのような批判精神は生じえないだろう。玄明玄茂層や

興世王層までは将門擁護的な認識に支えられていることも、その補強になる。『将門記』の興世王は、明らかに批判されるべき側の人物として前景化されているのである。

## 六 おわりに

本稿で述べた要点は、次のとおりである。

- 1、『将門記』の興世王層は、物語形成の最終段階に近いところで投入された。
- 2、興世王層で重いのは常陸紛争直後の発言一か所だけで、それ以外は字句の追補がなされる程度の軽微な操作で成立している。
- 3、興世王のせいで将門滅亡に至ったとする骨格的な文脈が投入されたあとに、それとの整合性をとるために武蔵紛争記事の「興世王表現」が追記されたり操作されたりした。
- 4、武蔵紛争における興世王の登場も、ほとんど実質のない、字句の上での操作によるものであったと考えられる（ただし一か所だけ大きな操作の痕跡がある）。
- 5、興世王層が投入された段階までは、まだ興世王や藤原玄明玄茂に将門の罪を転嫁する意識（将門擁護的な認識）に支えられていると考えられる。
- 6、興世王層が『将門記』に投入されたのは、将門が都へ攻め上る脅威（常陸→下野→上野の東山道）の語られていた層ではなく、八国席捲の層であった。

本稿冒頭で述べたように、『将門記』は、物語の素材が露呈している（経緯叙述層）、物語の枠組みを決定づけた（展開創出層）、枠組みの固まった後に対句表現が追加された（描写慨嘆評価層）に大別できるが、興世王や藤原玄茂の投入は（展開創出層）に属する。その核心が、興世王層（本稿）、藤原玄明玄茂層（次稿）ということである。その二層が存在しなければ、『将門記』は前半部だけの、伯

父・叔父たちと小競り合いをしただけの物語になってしまふのだ。そういう意味で、この〈展開創出層〉こそが『将門記』を現存『将門記』へと一気に近づけた部分、すなわち物語としての結構を具えさせたところだと考えられる。

## 注

- (1) 藤原玄明が先に登場していて途中から姿を消し、藤原玄茂が終盤になって急に存在感を増してくる。二人を合わせると一人の人物の行動として理解できそうである。逆に言うと、二人揃わなければ、一人前にならない。少なくとも『将門記』の右の評語を記したある段階の統括的主体は、両者を同一視していた可能性が高い。将門書状に出て来るのは玄明であり、常陸紛争記事で名前が出るのも玄明なので、玄明と関わることによって将門の事件が拡大したことは間違いないのだが、『将門記』の後半になって唐突に玄茂の名が始め、末尾評語で玄茂の関与によって将門滅亡に至ったとするのであるから、『将門記』の統括段階の表現主体（編纂的な営為に関与した）は、玄明と玄茂を同一視していたと考えて間違いない。詳細は〔野中（二〇一八）a〕。
- (2) 厄介なことに、常陸紛争記事も重層化している。現状の『将門記』では、将門や玄明が常陸国庁に攻撃を仕掛けたかのように読めるが、矛盾や亀裂を手がかりにして表層部分をはがしてゆくと、将門が軍勢千騎余りを率いて常陸国庁を包囲して国司に圧力をかけ、常陸国司を捕縛してその身を京へ追上げたというのが真相らしい。合戦ではなかったのである。いまはそのことは措いて、常陸紛争記事として扱う。
- (3) もう一か所は、〔一一 貞盛官符を懐き将門追討〕の「去んぬる天慶元年六月中旬を以て、京を下るの後、官符を懐きて相糺すと雖も、而も件の将門は弥、逆心を施して、倍暴悪を為す。厥の内に、介良兼朝臣、六月上旬を以て、逝去す」。この直前の良兼像は、子春丸をそそのかして将門滅亡を目論む執念深さを見せていて、ここで良兼死去の記事があつてこそ、将門の敵対者が貞盛に絞られてゆく。そのような意味合いが、ここの良兼死去記事にはある。
- (4) Qで「権守」と「興世王」で表現が揃っていないのは、先に「権守」が、あとから「興世王」がそれぞれ追記されるというタイムラグがあつたからだろう。異本関係の一般的な古層・新層関係からみて、普通名詞「権守」のほうが古く、誰が見ても識別しやすい固有名詞「興世王」のほうが後次的である。
- (5) 会話を持たないLがもとの文章（素材）にあり、それを有するKは後補されたものとみられるが、Kを補入すべき位置はおそらくLの直後が正しいのだろう。つまり、補入の際に位置の錯誤が起きたようだ。武芝の苦境を聞いた将門がその応援に駆け付け（H・I・J）、武芝の隠れ潜む「野」（足立郡か）で合流して、武蔵国府を目指した（L）というのが骨格で、そのさなかに経基が「狭服山」に登つたという情報が入った（K）とあるべきだろう。

う。

(6) 中田憲信編『皇胤志』によれば、桓武天皇の皇子で謀反の嫌疑によって自害に追い込まれた伊予親王の玄孫が興世王。父の名は時世王。『皇胤志』の史料の価値を疑問視する向きもあるが、系図学者中田憲信の仕事は、そういう加減なものではない。万葉叟(一九三三)は、裁判官であった中田を「至誠の力」のある人物と評し、自らに厳しく、史料の歪曲や捏造に加担するような人物とは考えにくい。その清廉な人柄が、同時代人に激賞されているのだ。

(7) 八〇五年の徳政相論以降、東北地方の自立が進み、日本の「外部」になっていた側面も出てきたゆえに、関東の東辺と北辺が最果てになっていた可能性がある。ただし、九世紀に中央と東北地方との交易が途絶えていたという意味ではない。朝廷の管轄権・徴税権の及ぶ範囲の縮小ということである。

## 文献

野中哲照(二〇一八a) 「『将門記』 玄明玄茂層の基幹性——常陸紛争記事の分析とともに——」『日本文学論究』77号

野中哲照(二〇一八b) 「『将門記』 貞盛層の後次性」『古典遺産』67号

万葉叟(一九三三) 「一人一話 中田憲信翁」『日本及日本人』昭和七年四月号

